

14 骨子案(山梨県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称))

関係省令	<a href="#">障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)</a>
------	---

※省令の基準は、こちらをクリックしてください。

【総則】 従=従うべき基準、標=標準とする基準、参=参酌すべき基準(以下同じ)

基準	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	定義(第2条)	本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。
参	指定障害福祉サービス事業者の一般原則(第3条)	

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護】

基準	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針(第4条)	本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。
従	従業者の員数(第5条)	
従	管理者(第6条)	
	準用(第7条)	
参	設備及び備品等(第8条)	
従	内容及び手続きの説明及び同意(第9条)	
参	契約支給量の報告等(第10条)	
従	提供拒否の禁止(第11条)	
参	連絡調整に対する協力(第12条)	
参	サービス提供困難時の対応(第13条)	
参	受給資格の確認(第14条)	
参	介護給付費の支給の申請に係る援助(第15条)	
参	心身の状況等の把握(第16条)	
参	指定障害福祉サービス事業者等との連携等(第17条)	
参	身分を証する書類の携行(第18条)	
参	サービスの提供の記録(第19条)	
参	指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等(第20条)	
参	利用者負担額等の受領(第21条)	
参	利用者負担額に係る管理(第22条)	
参	介護給付費の額に係る通知等(第23条)	
参	指定居宅介護の基本取扱方針(第24条)	
参	指定居宅介護の具体的取扱方針(第25条)	
参	居宅介護計画の作成(第26条)	
従	同居家族に対するサービス提供の禁止(第27条)	

参	緊急時等の対応（第28条）
参	支給決定障害者等に関する市町村への通知（第29条）
参	管理者及びサービス提供責任者の責務（第30条）
参	運営規程（第31条）
参	介護等の総合的な提供（第32条）
参	勤務体制の確保等（第33条）
参	衛生管理等（第34条）
参	掲示（第35条）
従	秘密保持等（第36条）
参	情報の提供等（第37条）
参	利益供与等の禁止（第38条）
参	苦情解決（第39条）
従	事故発生時の対応（第40条）
参	会計の区分（第41条）
参	記録の整備（第42条）
	準用（第43条）
従	従業者の員数（第44条）
従	管理者（第45条）
参	設備及び備品等（第46条）
従	同居家族に対するサービス提供の制限（第47条）
従・参	運営に関する基準（第48条）

### 【療養介護】

基準	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第49条）	<p>(設備) プライバシー保持の観点から、相談室を設けるものとする。</p> <p>(非常災害対策) 本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。</p> <p>① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。</p> <p>② 避難、救出その他必要な訓練に</p>
従	従業者の員数（第50条）	
従	管理者（第51条）	
従・参	設備（第52条）	
参	契約支給量の報告等（第53条）	
参	サービスの提供の記録（第53条の2）	
参	利用者負担額等の受領（第54条）	
参	利用者負担額に係る管理（第55条）	
参	介護給付費の額に係る通知等（第56条）	
参	指定療養介護の取扱方針（第57条）	
参	療養介護計画の作成等（第58条）	
参	サービス管理責任者の責務（第59条）	
参	相談及び援助（第60条）	

参	機能訓練（第61条）	<p>については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。</p> <p>③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。</p> <p>その他については、本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。</p>
従・参	看護及び医学的管理の下における介護（第62条）	
参	その他のサービスの提供（第63条）	
参	緊急時等の対応（第64条）	
参	支給決定障害者に関する市町村への通知（第65条）	
参	管理者の責務（第66条）	
参	運営規程（第67条）	
参	勤務体制の確保等（第68条）	
参	定員の遵守（第69条）	
参	非常災害対策（第70条）	
参	衛生管理等（第71条）	
参	掲示（第72条）	
従	身体拘束等の禁止（第73条）	
参	地域との連携等（第74条）	
参	記録の整備（第75条）	
	準用（第76条）	

## 【生活介護】

基準	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第77条）	<p>（非常災害対策）</p> <p>本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。</p> <p>① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。</p> <p>② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。</p> <p>③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。</p>
従	従業者の員数（第78条）	
従・参	従たる事務所を設置する場合における特例（第79条）	
	準用（第80条）	
参	設備（第81条）	
参	利用者負担額等の受領（第82条）	
従・参	介護（第83条）	
参	生産活動（第84条）	
従	工賃の支払（第85条）	
参	食事（第86条）	
参	健康管理（第87条）	
参	支給決定障害者に関する市町村への通知（第88条）	
参	運営規程（第89条）	
参	衛生管理等（第90条）	
参	協力医療機関（第91条）	
参	掲示（第92条）	
	準用（第93条）	
従・参	基準該当生活介護の基準（第94条）	

従・ 標・参	指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例（第94条の2）	その他については、本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。
参	準用（第95条）	

### 【短期入所】

基準	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第114条）	<p>(非常災害対策)</p> <p>本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。</p> <p>① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。</p> <p>② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。</p> <p>③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。</p> <p>その他については、本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。</p>
従	従業者の員数（第115条）	
	準用（第116条）	
従・参	設備及び備品等（第117条）	
参	指定短期入所の開始及び終了（第118条）	
参	入退所の記録の記載等（第119条）	
参	利用者負担額等の受領（第120条）	
参	指定短期入所の取扱方針（第121条）	
参	サービスの提供（第122条）	
参	運営規程（第123条）	
参	定員の遵守（第124条）	
	準用（第125条）	
従・ 標・参	指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例（第125条の2）	
	準用（第125条の3）	

### 【重度障害者等包括支援】

基準	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第126条）	
従	従業者の員数（第127条）	
	準用（第128条）	
	準用（第129条）	
参	実施主体（第130条）	
参	事業所の体制（第131条）	
従・参	障害福祉サービスの提供に係る基準（第132条）	
参	指定重度障害者等包括支援の取扱方針（第133条）	



参	サービス利用計画の作成（第134条）
参	運営規程（第135条）
	準用（第136条）

### 【共同生活介護】

基準	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第137条）	<p>(非常災害対策)</p> <p>本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。</p> <p>① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。</p> <p>② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。</p> <p>③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。</p> <p>その他については、本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。</p>
従	従業者の員数（第138条）	
従	管理者（第139条）	
従・参	設備（第140条）	
参	入退居（第141条）	
参	入退居の記録の記載等（第142条）	
参	利用者負担額等の受領（第143条）	
参	利用者負担額に係る管理（第144条）	
参	指定共同生活介護の取扱方針（第145条）	
参	サービス管理責任者の責務（第146条）	
従・参	介護及び家事等（第147条）	
参	社会生活上の便宜の供与等（第148条）	
参	運営規程（第149条）	
参	勤務体制の確保等（第150条）	
参	支援体制の確保（第151条）	
参	定員の遵守（第152条）	
参	協力医療機関等（第153条）	
	準用（第154条）	

### 【自立訓練（機能訓練）】

基準	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第155条）	<p>(非常災害対策)</p> <p>本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。</p> <p>① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に</p>
従	従業者の員数（第156条）	
	準用（第157条）	
	準用（第158条）	
参	利用者負担額等の受領（第159条）	
従・参	訓練（第160条）	
参	地域生活への移行のための支援（第161条）	
	準用（第162条）	
従・参	基準該当自立訓練（機能訓練）の基準（第163条）	

	準用（第164条）	<p>応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。</p> <p>② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。</p> <p>③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。</p> <p>その他については、本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。</p>
--	-----------	--

### 【自立訓練(生活訓練)】

基準	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第165条）	<p>(非常災害対策)</p> <p>本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。</p> <p>① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。</p> <p>② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。</p> <p>③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。</p> <p>その他については、本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。</p>
従	従業者の員数（第166条）	
	準用（第167条）	
従・参	設備（第168条）	
参	サービスの提供の記録（第169条の2）	
参	利用者負担額等の受領（第170条）	
参	記録の整備（第170条の2）	
	準用（第171条）	
従・参	基準該当自立訓練（生活訓練）の基準（第172条）	
	準用（第173条）	

## 【就労移行支援】

基準	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第174条）	<p>(非常災害対策)</p> <p>本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。</p> <p>① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。</p> <p>② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。</p> <p>③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。</p> <p>その他については、本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。</p>
従	従業者の員数（第175条）	
従	認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数（第176条）	
	準用（第177条）	
参	認定指定就労移行支援事業所の設備（第178条）	
	準用（第179条）	
参	実習の実施（第180条）	
参	求職活動の支援等の実施（第181条）	
参	職場への定着のための支援等の実施（第182条）	
参	就職状況の報告（第183条）	
	準用（第184条）	

## 【就労継続支援A型】

基準	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第185条）	<p>(非常災害対策)</p> <p>本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。</p> <p>① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。</p> <p>② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の</p>
従	従業者の員数（第186条）	
	準用（第187条）	
参	設備（第188条）	
従	実施主体（第189条）	
従	雇用契約の締結等（第190条）	
参	就労（第191条）	
従	賃金及び工賃（第192条）	
参	実習の実施（第193条）	
参	求職活動の支援等の実施（第194条）	
参	職場への定着のための支援等の実施（第195条）	
参	利用者及び従業者以外の者の雇用（第196条）	

	準用（第197条）	<p>協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。</p> <p>③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。</p> <p>その他については、本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。</p>
--	-----------	---

### 【就労継続支援B型】

基準	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第198条）	(非常災害対策)
	準用（第199条）	本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。
	準用（第200条）	
従	工賃の支払等（第201条）	① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。
	準用（第202条）	② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。
従・参	実施主体等（第203条）	③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。
参	運営規程（第204条）	その他については、本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。
従	工賃の支払（第205条）	
	準用（第206条）	



### 【共同生活援助】

基準	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第207条）	<p>（非常災害対策）</p> <p>本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。</p> <p>① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。</p> <p>② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。</p> <p>③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。</p> <p>その他については、本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。</p>
従	従業者の員数（第208条）	
	準用（第209条）	
	準用（第210条）	
従・参	家事等（第211条）	
参	勤務体制の確保等（第212条）	
	準用（第213条）	

### 【多機能型に関する特例】

基準	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
従	従業者の員数等に関する特例（第215条）	<p>本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。</p>
参	設備の特例（第216条）	

### 【一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例】

基準	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
従	従業者の員数等に関する特例（第217条）	<p>本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。</p>
標	設備及び定員の遵守に関する特例（第218条）	

**【離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準】**

基準	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第219条）	本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。
従	従業者の員数（第220条）	
従	管理者（第221条）	
標	利用定員（第222条）	
	準用（第223条）	

**【附則】**

基準	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
従・参	附則	本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。

**【指定障害福祉サービス事業者の申請者の法人格の有無】**

基準	障害者自立支援法施行規則	県の考え方
従	法第36条第3項の厚生労働省令で定める基準	・障害者自立支援法により、省令で定める基準に従い定めるものとされているため、省令どおりの基準を規定する。